

IAHAIO ジュネーブ宣言・1995

序文

近年の「人と動物との相互作用の研究」で、コンパニオン・アニマル(仲間、伴侶としての動物)が、人間の健康、成長、生活の質、福祉にと、様々に役立っていることが証明されてきました。人が動物を安心して飼うことができ、かつ人間と動物がお互いに良い関係をもつためには、動物の飼い主と政府双方に責任と義務があります。

この活動を推進するために、人と動物との相互作用学会国際協会(IAHAIO)は、1995年9月5日に、ジュネーブで行なわれた大会で、5つの基本的決議を行ないました。IAHAIOはすべての政府機関、関係団体に、この決議を促進することを要請します。

5つの決議

1. 「コンパニオン・アニマルの飼い主が、他の住民の権利を侵さない適切な飼い方をする限り、人はあらゆる場所でコンパニオン・アニマルを飼うことができる」という世界共通の権利を認める。
2. 「人間の生活環境を、コンパニオン・アニマルとその飼い主の特性とニーズに合うよう、デザイン・設計する」ことを保証する。
3. 学校の授業にコンパニオン・アニマルに関する教育を取り入れ、正しい動物とのふれあい方を通じて、子供たちの心の成長に欠かすことのできない動物の大切さを児童教育に活かす。
4. 病院、老人ホーム、養護施設などの、動物とのふれあいが必要な人々のために、訪問動物として認められたコンパニオン・アニマルの出入りができるように保証する。
5. 身体障害を克服しようとする人々のために、動物による有益な「介助」や「動物介在療法」を公的に認知する。また、健康や社会福祉に携わる専門家の養成プログラムに、このような動物による、介助や動物介在療法に関する教育を取り入れる。